

福山市民病院新本館Ⅰ期開院に係る移転業務委託に関する
公募型プロポーザルに対する質問回答書

見出のことについて、次のとおり回答します。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

NO	書類名	該当頁	質問事項	回答
1	仕様書	6	養生期間中の稼働前リハーサルや大型機器搬入等のための養生一時撤去・再敷設はどの程度の範囲を見込む必要があるのでしょうか。	現時点では、養生期間中の稼働前リハーサルや大型機器搬入等のための養生一時撤去・再敷設は、本移転業務費用に含みません。今後、稼働前リハーサルや大型機器搬入等のための養生一時撤去・再敷設が発生した場合は、発注者と別途協議とします。
2	仕様書	7	発注者が新規に調達した物品の搬入等調整の際に手配する車輌誘導員について、手配が必要な期間・時間・人数をご教示いただけますでしょうか。	発注者が新規に調達した物品の搬入等調整の際に手配する車輌誘導員の費用は、本移転業務費用に含みません。
3	仕様書	7	生体情報モニタ以外で仕様書に記載の9(5)物品等の移設・運搬ウ(ア)医療機器・精密機械等についてのb,c,eに該当する機器がございましたらご教示いただけますでしょうか。	生体情報モニタ以外で、仕様書の9(5)物品等の移設・運搬ウ(ア)医療機器・精密機械等についてのb,c,eに該当するものはありません。
4	仕様書	7	物品等の移設に伴う転倒防止用の金具の取付は原則現状復旧という認識で相違ないでしょうか。移転元で転倒防止用の金具を取り付けていない物品を移設先で転倒防止用の金具を取り付けることがあるのでしょうか。	移転元で転倒防止措置が行われていたものについては、移転先で設置する際も同様の対策を施してください。移転元で転倒防止措置が行われていないもの(転倒防止用の金具を取り付けていない物品)について、移転先で転倒防止措置の要望が発生した場合は、発注者と別途協議とします。
5	仕様書 及び 医療機器・ 什器備品 等リスト	9	医療機器・什器備品等リストの大区分「引越業者」の物品は、全て移転対象(廃棄予定物品は含まれていない)という認識でよろしいでしょうか。廃棄予定物品のリストは、本リストとは別にございますか。または、廃棄物品の集積作業の費用算出のために廃棄物品の物量をご教示いただけますでしょうか。	「医療機器・什器備品等リスト」の物品は、全て移転対象の物品として見込んでください。廃棄物品の集積作業については、「医療機器・什器備品等リスト(割愛している4病棟分も含む)」の全ての物量の5%程度の物量を廃棄物品対象の物量として、見込んでください。
6	仕様書	10	交通整理誘導員(警備員)を配置する作業時間は、自社が実施する搬入及び移転作業時のみという認識でよろしいでしょうか。それとも発注者による新規調達物品搬入時やメーカー様の移転作業時(他社の搬入時)も含まれるのでしょうか。また、他社の搬入時も交通整理誘導員(警備員)の配置期間に含まれる場合、交通整理誘導員(警備員)の手配が必要な期間・時間・人数をご教示いただけますでしょうか。	交通整理誘導員(警備員)は、受注者が請け負う作業時(本移転業務契約内で発生する作業)のみ配置及び誘導等を行い、他社の作業時の配置及び誘導等は、本移転業務費用に含みません。
7	医療機器・ 什器備品 等リスト		移転区分が「空白」の物品は「引越業者」の移転対象物品から除外されるのでしょうか。	移転区分が「空白」の物品も含めて、「引越業者」の移転対象物品として見込んでください。
8	医療機器・ 什器備品 等リスト		大区分「部門システム」生理検査の「エコー画像配信システムモニタ(壁掛)」は、壁掛けの外しと取り付けのみの一般施工作業で対応できるものでしょうか。それとも配線工事等の電気工事士による作業が必要でしょうか。	現時点では、「エコー画像配信システムモニタ(壁掛)」は、一般施工作業で対応できるもので、配線工事等の電気工事士による作業は含みません。今後発生した場合は、発注者と別途協議とします。
9	医療機器・ 什器備品 等リスト		大区分「その他」救急の「患者監視カメラモニタ」は、一般施工作業で対応できるものでしょうか。それとも配線工事等の電気工事士による作業が必要でしょうか。	現時点では、「患者監視カメラモニタ」は、一般施工作業で対応できるもので、配線工事等の電気工事士による作業は含みません。今後発生した場合は、発注者と別途協議とします。
10	医療機器・ 什器備品 等リスト		生体情報モニタ以外の移転前後の機器調整に係る費用は、移転費用には含まないという認識でよろしいでしょうか。	生体情報モニタ以外の移転前後の機器調整に係る費用は、本移転業務費用に含みません。
11	各種様式		企画提案書として、様式第12号、第13号、第14号のほかに、参考資料として別紙を添付することは可能でしょうか。	様式第12号、第13号、第14号のほかに、参考資料として別紙を添付することは認められません。

※競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものについては、回答を控えさせていただきます。